

東京都水道事業運営戦略検討会議  
長期財政収支の見通し検討部会  
報告書

令和元年 1 1 月 1 4 日

目 次

<b>1</b>	<b>はじめに</b>	<b>2</b>
<b>2</b>	<b>長期財政収支の見通しを作成する目的</b>	
(1)	検討の趣旨	3
(2)	国の動向等	3
(3)	都の動向等	5
(4)	局の取組	6
(5)	検討部会における議論の要旨等	7
<b>3</b>	<b>目標設定に活用する経営指標</b>	
(1)	検討の趣旨	8
(2)	他の水道事業体の状況	8
(3)	局における料金改定の経緯	9
(4)	長期財政収支の見通しの目標設定に活用する経営指標の検討	9
(5)	短期・中期の目標設定に活用する経営指標の調査	12
(6)	短期・中期の目標設定に活用する経営指標の検討	15
(7)	施設整備に関する目標	20
(8)	検討部会における議論の要旨等	22
<b>4</b>	<b>長期財政収支の見通し</b>	
(1)	検討の趣旨	24
(2)	給水収益に係る前提条件	24
(3)	企業債に係る前提条件	27
(4)	その他の財源に係る前提条件	29
(5)	支出に係る前提条件	30
(6)	給水収益の推計結果	32
(7)	支出の推計結果	33
(8)	企業債の推計結果	36
(9)	長期財政収支の見通しのまとめ	37
(10)	検討部会における議論の要旨	40
<b>5</b>	<b>まとめ</b>	<b>42</b>

## 1 はじめに

- ① 水道事業は、独立採算制のもと将来にわたり必要不可欠なサービスを提供するため、長期的な視点に立った事業運営を行う必要がある。
- ② しかし、都においても将来は人口が減少し、これに伴い給水収益も減少が見込まれる一方、1970年代までに集中的に整備された浄水場が今後一斉に更新時期を迎えるなど、今後、局の事業運営を取り巻く環境も厳しさを増していく。
- ③ こうした状況変化に適切に対応し、将来にわたる安定給水を実現するため、局では、持続可能な水道事業の運営方針を取りまとめることとし、これまで局の様々な取組や課題などについて、東京都水道事業運営戦略検討会議（以下、「検討会議」という。）において議論を重ねてきた。
- ④ 中でも、財政運営については、料金水準をできる限り維持し、持続可能な財政運営を行うという考え方の下、都の人口推計に合わせ、2060年まで水道需要、施設整備及び財政収支を推計し、長期財政収支の見通しとしてまとめ、その内容等についても、検討会議から意見・助言を行ってきた。
- ⑤ 一方、本年10月には、人口減少に伴う水の需要の減少や水道施設の老朽化等に対応し、水道の基盤の強化を図ることを目的とした改正水道法が施行され、都においても、新たな人口推計が公表されるなど、局の事業を取り巻く環境も変化してきている。
- ⑥ こうした環境変化を踏まえ、運営方針の取りまとめに当たり、改めて、安定給水のための施設整備を着実に推進しつつ、できる限り料金水準を維持するという考え方の下、長期財政収支の見通しを作成することとし、その内容について検討することを目的として、本年7月22日に開催された第7回検討会議において、「長期財政収支の見通し検討部会」（以下、「検討部会」という。）を設置した。
- ⑦ 本検討部会では、長期財政収支の見通しを作成する目的、目標設定に活用する経営指標及び長期財政収支の見通し（作成に当たっての前提条件、推計結果及びまとめ）について、2回の検討部会を開催し、詳細な検討を行ってきた。ここに、その結果を取りまとめたので報告する。

## 2 長期財政収支の見通しを作成する目的

### (1) 検討の趣旨

- ① 長期財政収支の見通しの作成に当たっては、持続可能な水道事業の実現に資する適切な内容のものとするため、その目的を明らかにする必要がある。
- ② 本検討部会では、国や都の動向や、局のこれまでの取組を分析し、長期財政収支の見通しを作成する目的について、改めて検討した。

### (2) 国の動向等

- ① 総務省は、地方公営企業に対し、平成 26 年 8 月 29 日付「公営企業の経営に当たっての留意事項について」により、次のとおり長期的な将来試算に基づく「経営戦略」の策定を求めている。
  - ・ サービスの提供に必要な施設の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境の厳しさが増しつつある
  - ・ 的確な現状把握と中長期的な視野に基づく計画的な経営による徹底的な効率化と経営健全化が必要
  - ・ 将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として、投資・財政計画を中心とした「経営戦略」を策定する必要
  - ・ 投資・財政計画において支出が過大となった場合は、ダウンサイジング等による投資試算の見直しなどにより、収支均衡を図る必要
  - ・ 更新需要額等の将来試算は、可能な限り長期間（30 年～50 年超）が望ましい
  - ・ 水道料金については、原価主義の原則に基づき、更新財源や災害対策等に要する経費を適切に確保する必要
- ② また、水道事業における持続的な経営の確保等を検討するため総務省が設置した「水道財政のあり方に関する研究会」の報告書（平成 30 年 12 月）においても、次のとおり中長期の経営見通しの必要性が示されている。
  - ・ 水需要の減少等に伴い、既に料金収入は減少傾向にあるが、今後は急速な人口減少により傾向がさらに強まる
  - ・ さらに、施設等の老朽化や、近年頻発する自然災害への対策のための更新経費が加速度的に増加
  - ・ 将来にわたり持続的な経営を確保するためには、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要

- ③ さらに、改正水道法においては、「省令で定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならない（第 22 条の 4）」と規定された。
- ④ この規定を受け、改正水道法施行規則においては、「収支の見通しは、30 年以上の算定期間を定めて試算することとし、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化等を考慮して更新需要を算出するものとする。その上で、当該試算に基づき、10 年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない（第 17 条の 4）」と規定されている。
- ⑤ また、改正水道法第 5 条の 2 の規定に基づき国が定める基盤強化のための基本的な方針である「水道の基盤を強化するための基本的な方針」においては、次のとおり、将来の施設更新を踏まえた長期的な観点からの水道料金の設定と定期的な見直しの必要性や、収支の見通しの公表に当たっての将来像の明確化が求められている。
- ・ 水道施設の老朽化、人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に対し、水道事業等を将来にわたって安定的かつ持続的に運営するためには、事業の健全な経営を確保できるよう、財政的基盤の強化が必要
  - ・ 一方で、独立採算が原則である水道事業にあって、現状においても、水道料金に係る原価に更新費用が適切に見積もられていないため水道施設の維持管理及び計画的な更新に必要な財源が十分に確保できていない場合がある
  - ・ こうした中で、将来にわたり水道を持続可能なものとするためには、水道施設の維持管理及び計画的な更新等に必要な財源を、原則として水道料金により確保していくことが必要であることについて需要者である住民等の理解を得る必要
  - ・ その上で、長期的な観点から、将来の更新需要を考慮した上で水道料金を設定することが不可欠
  - ・ 長期的な観点から、将来の更新需要等を考慮した上で水道料金を設定すること。その上で、概ね 3 年から 5 年ごとの適切な時期に水道料金の検証及び必要に応じた見直しを行うこと
  - ・ 法第 22 条の 4 の規定に基づく収支の見通しの作成及び公表に当たって、需要者である住民等に対して、国民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠な水道事業等の将来像を明らかにし、情報提供すること

- ⑥ 以上のように、国としても、将来の人口減少を見据え、長期的な観点から収支を見通し、計画的な経営を行うこと、また、収支の見通しを公表することなどを全国の水道事業体に強く求めている状況にある。

### (3) 都の動向等

- ① 本年4月19日、都は「2060年までの東京の人口・世帯数予測について」として、新たな人口推計を公表した。
- ② この人口推計では、都の総人口は、2025年の1,417万人をピークに減少に転じ、2060年には1,192万人となり、ピーク時から約16%減少する見通しである。また、区部は2030年、多摩・島しょ部は2020年と、人口のピーク時が異なっている。
- ③ また、同日、未来を見据えた長期的な視点に立って、東京の進むべき道のりを示す「新たな長期計画（仮称）」を策定することが公表され、基本的な考え方の一つとして、「将来の財政収支の健全性からも検討を進め、持続可能な都市東京の姿を明らかにする」ことが示された。
- ④ その後、「新たな長期計画（仮称）」は、東京2020大会後に、長期戦略として取りまとめることとされ、取りまとめに向けた論点として、本年8月に「「未来の東京」への論点」が公表された。
- ⑤ これは、平成の30年における変化を振り返るとともに、今後起こり得る大きな変化・変革を展望し、東京の「強み」と「弱み」を整理した上で、おおむね四半世紀先の2040年代を念頭に目指すべき東京の姿をイメージとして提示し、その実現に向けて課題を整理したものである。
- ⑥ その中では、現在進行しつつある大きな変化・変革として、人口減少、世界的な気候変動、近い将来の首都直下地震の可能性が示されるとともに、首都直下地震への備えなどインフラの耐震化対策が「弱み」とされている。
- ⑦ また、目指すべき東京の姿として、水道事業に関するものは「自然の脅威に対し、都市施設の整備をはじめ、重層的な備えにより世界一安全な都市」、「都市インフラ

の長寿命化や更新等が最新技術を活用して計画的に行われている」、「2050年までに都内のCO<sub>2</sub>排出量は実質ゼロ」などが提示されている。

- ⑧ さらに、これらを実現するための課題として、「首都直下地震等に耐えられる「強靱な東京」をつくるためのインフラの耐震化対策や適切な更新（長寿命化などを含む）、「ゼロエミッション東京に向けた再エネ利用促進」、「安全でおいしい水の安定供給と良好な水環境の実現（水源の安定確保、水道水源林の適正な管理、基幹施設の再構築、高品質な水をさらに発展、震災や浸水など様々な脅威への備え、災害発生時の対応、人材育成と技術継承等）」が整理されている。
- ⑨ また、これに加えて、財政運営の観点からは、「戦略的な政策展開を支える強固な組織体制の構築と財政基盤の確保（効率的な執行体制、インフラの維持更新など長期的な行政需要の見通しと、それに応える強靱な財政力を持ち続ける方策）」が課題として整理されている。
- ⑩ 以上のように、都においても、人口減少の進展などを見据え、今後、長期戦略を取りまとめることとしており、都の水道事業を所管する局としても、こうした動向を踏まえ、耐震化対策など「弱み」を着実に克服した上で、財政基盤を確保しつつ、計画的に施設を更新し、持続可能な事業運営を行うことが求められている。

#### （４）局の取組

- ① 局は、これまで、3か年から5か年の中期経営計画を策定し、適切な進捗管理を行うことで、安定的な財政運営を行いつつ、事業を着実に推進してきている。
- ② しかし、今後、人口減少、施設の老朽化など、水道事業を取り巻く状況が大きく変化していく中であって、将来にわたり安定給水を実現していくためには、これまでのような中期的な視点に留まらず、将来を見据えた事業運営が不可欠となる。
- ③ こうした観点から、都の人口推計に合わせ、2060年まで水道需要、施設整備及び財政収支を推計の上、2040年代を視野におおむね20年間の事業運営について検討の上、長期的な事業運営の方針を策定することとした。
- ④ この方針の検討に当たり、局は、今後の事業運営の基本的な考え方として、人口

や水道需要が減少する中であっても、安定給水のために必要な施設整備を着実に推進し、社会経済情勢に即したお客さまサービスの向上を図るとともに、労働力人口の減少に対応しつつ事業レベルを維持するため、政策連携団体を含む効率的な運営体制を構築することとしている。

- ⑤ その上で、できる限り料金水準を維持し、持続可能な財政運営を行うとともに、長期的な事業運営の方針の下、5か年程度の中期経営計画をローリングし、事業を着実に推進することとしている。
- ⑥ 本検討部会においては、これらの考え方を踏まえ、長期財政収支の見通しを検討した。

#### (5) 検討部会における議論の要旨等

- ① 短期・中期の状況変化への的確な対応という観点から、長期の事業運営方針の下、時々の状況に基づき5か年程度の中期経営計画をローリングしていくことは重要である。局ではこれまでも、経営プランを継続的に策定し事業運営を進めてきているが、今後もそれを続けていくべきである。
- ② 水道料金は、将来の更新需要も踏まえて設定すべきであり、更新費用が確保できていないにも関わらず、目先の収支だけを見て値下げをするようなことがあってはならない、というのが、改正水道法の趣旨である。都の場合、そういった悪い状況にはないと思うので、料金水準をできる限り維持するとの考え方はよいが、不測の事態が生じる可能性もあり、適切な対応が必要である。
- ③ 公営企業会計においては、企業債の増加分は料金の原価に含めて回収することが可能であり、企業債の発行限度はないと考えられる。一方で、料金水準をできる限り維持したいということであれば、企業債の発行を適切な規模で行うことに加え、支出を抑制し平準化するための取組が求められる。この点は、一般会計の考え方に類似していると考えられる。



### 3 目標設定に活用する経営指標

#### (1) 検討の趣旨

- ① 長期財政収支の見通しの作成に当たっては、企業債の発行規模や、投資水準などの妥当性を判断するため、数値目標を設定する必要がある。
- ② この数値目標は、経営指標を活用することが適当であるが、どの経営指標を活用するかは、国の公表資料などにおいては例示に留まっており、数値目標についても、明確に示されているものはない。
- ③ 検討会議においても、これまで様々な意見・助言を行ってきたが、本検討部会では、他の水道事業体の状況等も踏まえ、目標設定に活用する経営指標や、数値目標などについて、改めて検討した。

#### (2) 他の水道事業体の状況

- ① 公営企業会計に関し、法令等で規定され、数値目標が明示されている経営指標は「資金不足比率」のみであり、そのほかに法令等で規定されている経営指標や数値目標はない。
- ② このため、各水道事業体は、前述の総務省「経営戦略」や、経営計画の策定に当たり、それぞれの財政状況等に応じ、独自に目標設定を行っている現状にある。
- ③ こうした中、多くの大規模事業体が経営計画において企業債残高の削減など、企業債に関する目標を設定している。
- ④ また、横浜市の審議会においても、企業債活用の考え方が議論（財政収支見通し作成に当たり、企業債の充当率を可変して複数のパターンを設定し、40年後の給水収益に対する企業債元利償還金の割合、給水収益に対する企業債残高の割合を検証）されている。
- ⑤ 国庫補助金や一般会計繰入金を除くと、自己財源以外には企業債がほぼ唯一の財源調達的手段となる水道事業においては、財政状況を判断する上で、企業債に関する経営指標は極めて重要である。

### (3) 局における料金改定の経緯

- ① 過去の値上げ改定時（昭和 50、53、56、59 年度、平成 6 年度）は、高度経済成長期に集中的に施設整備を行った際に財源とした企業債の元利償還金が財政を圧迫しており、給水収益に対する企業債元利償還金の割合は、昭和 59 年度では 41.3%、平成 6 年度では 25.6%であった。
- ② これに加え、当時は物価上昇が著しく、水道需要の増加に対応するための水源開発や施設整備のコストが急増していたため、多額の累積資金不足が発生していたことから、その解消を目的として料金改定を行っている。
- ③ なお、平成 16 年度の料金改定時は、累積資金不足は発生していなかったものの、民間債（民間等資金による企業債）の満期一括償還の償還始期を平成 15 年度から迎えたことなどにより、企業債元利償還金が一時的に増加していた。その結果、平成 16 年度の給水収益に対する企業債元利償還金の割合は、29.9%であった。

### (4) 長期財政収支の見通しの目標設定に活用する経営指標の検討

- ① 第 4 回検討会議では、給水収益に対する企業債元利償還金の割合が 20%～25%程度までは、企業債が発行可能と考えられるとともに、その割合に達した場合は、料金水準を見直す検討が必要との局の考え方が提示され、議論が行われた。
- ② また、第 5 回検討会議では、施設整備の平準化を行わない場合と、行う場合の 2 パターンにより長期財政収支のシミュレーションを作成し、その結果、パターン 2 では、企業債元利償還金割合が 20%未満（19.3%）となり、パターン 2 が適当との考え方が提示され、議論が行われた。
- ③ 局は、今後の事業運営の考え方として、料金水準をできる限り維持し、持続可能な財政運営を行うこととしているが、これまでの料金改定の経緯などから、累積資金不足が発生しないよう収支の均衡を図ることが、長期財政収支の見通しの作成に当たっても前提となると考える。
- ④ さらに、局は、これまで、3 か年から 5 か年を計画期間とする経営計画を策定しながら事業運営を行ってきており、計画期間の最終年において累積資金収支を均衡させることとしている。

- ⑤ このため、長期財政収支の見通しの作成に当たっては、現在の経営計画の期間と同様に5か年ごとに累積資金収支の均衡を図ることを目標とすることが適当である。
- ⑥ また、他の大規模事業体の経営目標においても企業債に関する経営目標を多く設定していること、現時点で施設整備に係る財源は自己財源と企業債のほかには見込まれないことなどから、引き続き企業債に関する経営指標を目標とすることが妥当と考える。
- ⑦ ここで、企業債に関する経営指標のうち、どの指標を目標とするかを検討する必要があるが、前述のとおり、公営企業会計において、法令等で規定されている経営指標は特になく、国の公表資料などにおいても例示に留まるとともに、具体的な数値目標については、経営環境が類似した団体と比較するものとされている。
- ⑧ 一方、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」においては、地方債に係する健全化判断比率として、「実質公債費比率」「将来負担比率」が規定されている。
- ⑨ この「実質公債費比率」は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示し、標準収入額に普通交付税を加算した額）に対する比率である。この比率が25%以上となった場合、「早期健全化基準」に該当し、財政健全化計画の策定等が必要となる。また、この比率が18%以上となった場合、起債に当たり国の許可が必要となる。
- ⑩ 「将来負担比率」は、将来負担が必要となる、地方債現在高等の実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。都道府県及び政令市においては、この比率が400%以上となった場合に「早期健全化基準」に該当することとなる。
- ⑪ 「実質公債費比率」は、元利償還金等の収入に対する割合という点で、給水収益に対する企業債元利償還金の割合と類似しており、「将来負担比率」は、地方債現在高等の収入に対する割合という点で、給水収益に対する企業債残高の割合と類似している。

- ⑫ また、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」は、毎年度の資金繰りの観点や、将来的な負担の観点から財政状況を判断するものであり、公営企業会計においても同様の観点から財政状況を判断することは重要である。
- ⑬ 特に、累積資金収支の均衡を図る観点からは、資金繰りに直結する、給水収益に対する企業債元利償還金の割合に留意が必要である。
- ⑭ こうしたことから、長期財政収支の見通しの作成に当たっては、給水収益に対する企業債元利償還金の割合を目標設定に活用することが適当と考える。また、給水収益に対する企業債残高の割合にも留意する必要があると考える。
- ⑮ また、これらの経営指標に係る数値目標については、次のことを踏まえて検討する必要がある。
- ・ 財政健全化法等において、「実質公債費比率」による制限等が18%と25%、「将来負担比率」による制限等が400%であること
  - ・ 他の大規模事業体（計画給水人口が100万人以上の政令指定都市、平成29年度決算）の平均値は、給水収益に対する企業債元利償還金の割合が26.5%、企業債残高の割合が290.1%であること
  - ・ 上記の大規模事業体別に見ると、給水収益に対する企業債元利償還金の割合は、おおむね10%台後半から20%台、企業債残高の割合は、おおむね200%台後半から300%台であること
- ⑯ 上記を踏まえた場合、給水収益に対する企業債元利償還金の割合の数値目標は、これまでの検討会議で提示されたとおり、20%～25%とすることに一定の合理性があるものとする。なお、拡張期と異なり、投資による給水収益の増加が見込めず、逆に人口減少に伴い給水収益が減少していく中にある場合は、企業債元利償還金の財政への影響が相対的に大きくなっていくことから、下限の20%を目標とすることが適当と考える。
- ⑰ また、企業債残高の割合は、おおむね300%台を一応の目標とすることが妥当と考えるが、企業債元利償還金と同様に、人口減少に伴う給水収益の減少を見据え、将来負担となる企業債残高の抑制に努めることが求められる。

(5) 短期・中期の目標設定に活用する経営指標の調査

- ① 長期財政収支の見通しの目標設定に活用する経営指標のほか、今後の財政運営等において、短期・中期の目標設定に活用する経営指標も検討が必要である。
- ② 水道事業においては、国や日本水道協会の資料等で、数多くの経営指標が示されているが、お客さまや議会への説明責任や分かりやすさの観点から、短期・中期の目標設定に活用する経営指標については、絞り込むことが重要である。
- ③ このことを踏まえて、水道事業の経営分析や情報公開等に幅広く用いられている次の資料について、どのような財務関係の経営指標が示されているか調査した。
  - a 水道事業経営指標（総務省）

事業の経営状況を客観的に捉え、類似団体との比較を行うための統計資料であり、日本水道協会が作成する「水道事業ガイドライン」と同様、水道事業の経営の分析に広く用いられている

多くの指標が示されているが、代表的な指標を用いた経営分析が例示
  - b 地方公営企業決算の概要（総務省）

地方自治法第 252 条の 15 の 5 第 1 項及び第 2 項に基づき毎年度実施している「地方公営企業決算状況調査」の結果を取りまとめたもので、代表的な指標を用いて報道資料として公表
  - c 地方公営企業決算の概況（総務省）

地方公営企業決算状況調査の概況を全ての公営企業（第 1 章）、事業別（第 2 章）に取りまとめたもの
  - d 経営比較分析表（総務省）

主要な経営指標とその分析で構成され、経営の現状や課題等を客観的に把握するとともに、議会や住民に対する経営状況の説明等に活用
  - e 地方公営企業年鑑（総務省）

各団体の事業別の総収支、決算規模等を掲載し、詳細な分析を可能としたもの
  - f 経営戦略策定・改定マニュアル（総務省）

公営企業の中長期的な基本計画である「経営戦略」を策定するための手引き書であり、目標設定に活用する経営指標が例示
  - g 事業統合検討の手引き（厚生労働省）

事業統合の形態や事業統合の効果を表現する方法と手順を示し、事業統合の推進に寄与することを目的とした手引きであり、事業統合で目指す戦略目標の内容

を表現するための経営指標が例示

h 水道基盤強化計画作成の手引き（厚生労働省）

改正水道法の規定により都道府県が作成する水道基盤強化計画について、想定される記載事項及びその内容を示す手引き

当該計画を策定する区域における水道事業者等ごとの現況を示すための経営指標が例示

i 水道広域化推進プラン策定マニュアル（厚生労働省（総務省と連名））

市町村の区域を超えた広域化を推進するための水道広域化推進プランの策定に向けた取組を支援するため、標準的な記載事項等を示したもの

標準的な記載事項として、水道事業者の現状を示すための経営指標が例示

j 水道事業ガイドライン（日本水道協会）

水道事業の事業活動全般を分析・評価するための各種規格を総合的に考慮し、水道事業の定量化によるサービス水準の向上のために制定された規格

附属書において、利用目的に応じた指標を選択するに当たっての参考例として「水道事業に関する一般的な業務指標」、「事業経営の健全化に関わる業務指標」などが示されている

k 経営情報公開のガイドライン（日本水道協会）

水道事業における経営情報の公開を促進するため、公開すべき情報の内容等を定め、透明性の確保、利用者意見の反映を促進することなどを目的としたものであり、経営の効率性に関する情報として、経営指標が例示

④ 調査結果をまとめると、下表のとおりとなる。

区分	指標名	a	※1	b	c	※2	d	e	f	g	h	i	j	※3	※4	k
収益性	総収支比率	○	○			○		○					○	○	○	○
	経常収支比率	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○			○
	営業収支比率	○						○		○			○			○
	累積欠損金比率	○	○	○		○	○	○			○	○	○			○
	不良債務比率	○				○		○								
	自己資本回転率	○														
	総資本回転率	○														
	固定資産回転率	○									○		○			
	未収金回転率	○														
	総資本利益率	○														

資産の状態	企業債償還元金対減価償却費比率	○						○					○		○	○	
	有形固定資産減価償却率	○	○	○				○					○			○	
	当年度減価償却率	○															
	有収水量 1m <sup>3</sup> 当たり有形固定資産等	○															
財務比率	流動比率	○		○				○	○	○			○	○	○		○
	当座比率	○	○														
	流動資産回転率	○															
	自己資本構成比率	○	○			○	○			○	○			○		○	○
	固定資産構成比率	○				○											
	固定資産対長期資本比率	○	○														
	固定比率	○								○				○			
	固定負債構成比率	○				○											
料金関係	給水原価	○					○	○	○			○	○	○	○	○	○
	供給単価	○					○		○			○	○	○	○		○
	料金回収率	○	○	○				○		○			○	○	○	○	○
	1ヶ月 10m <sup>3</sup> 当たり家庭用料金	○															
	1ヶ月 20m <sup>3</sup> 当たり家庭用料金	○	○											○	○	○	
費用関係	費用構成比	○															
	給水収益中企業債償還元金等	○	○				○		○						○		
	有収水量 1m <sup>3</sup> 当たり費用	○					○		○								○
	利子負担率	○															
繰入金	繰入金比率	○	○				○							○			

※1 水道事業経営指標の全指標のうち「経営分析」に用いられている指標

※2 地方公営企業決算の概況の第2章に掲載されている指標（cは第1章）

※3 水道事業ガイドラインの全指標のうち「水道事業に関する一般的な業務指標」とされている指標

※4 水道事業ガイドラインの全指標のうち「事業経営の健全化に関わる業務指標」とされている指標

## (6) 短期・中期の目標設定に活用する経営指標の検討

### 【主要な経営指標】

- ① 水道事業の分析・評価には多様な経営指標が用いられているが、「経常収支比率」、「流動比率」及び「自己資本構成比率」は、上記の調査結果により、多くの資料で示されていることが判明した。
- ② 主要な経営指標に絞り込んで作成している総務省の報道資料や、水道使用者への経営情報の公開を促進する観点から作成している経営情報公開ガイドラインにおいても、前述の3つの経営指標が示されている。
- ③ このため、短期・中期の目標設定に活用する経営指標として、「経常収支比率」、「流動比率」及び「自己資本構成比率」に着目することは、説明責任や情報公開の観点からも有用と考える。
- ④ また、「経常収支比率」及び「流動比率」の数値目標については、前述の「水道事業経営指標」などにおいて「100%以上」とされている。さらに、民間企業においても、一般的に100%以上が目安とされており、都及び指定都市の平均が、「流動比率」は約170%、「経常収支比率」は約114%（「水道事業経営指標」、平成29年度決算値）となっていることから、100%以上を維持することが必要である。
- ⑤ 一方、「自己資本構成比率」は、「水道事業経営指標」などにおいては数値目標は示されていないものの、類似団体との比較による分析が例示されている。
- ⑥ 局の「自己資本構成比率」は、平成29年度決算値で84.9%と、他の大規模事業体と比較しても高い水準となっているが、今後、施設整備に企業債を活用していくことで、将来的には低下傾向となることが見込まれる。
- ⑦ 現在、「自己資本構成比率」の都及び指定都市の平均は約73.2%（「水道事業経営指標」、平成29年度決算値）であり、当面はこの水準を数値目標とすることが妥当と考えるが、将来的には、環境変化などを踏まえて適正な水準を検討していく必要がある。
- ⑧ また、上記指標に着目し財政運営を進めることは妥当と考えるが、引き続き、健

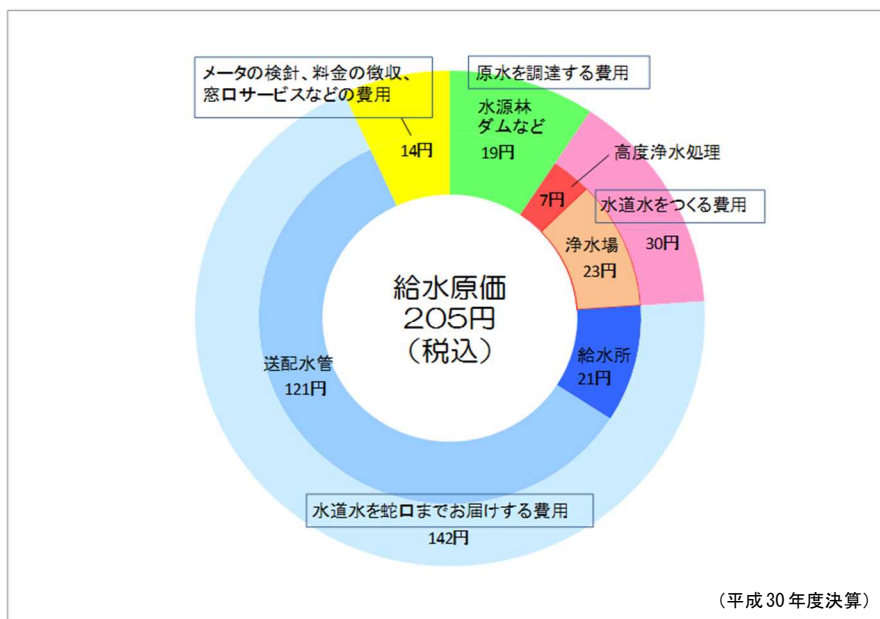


全な財政運営はもとより、情報公開、説明責任の観点から、他の経営指標も含めて財政状況を分析・公表していくことが求められる。

#### 【料金関係の経営指標】

- ⑨ 今回の調査の結果によると、総務省が定めた算出方法による「給水原価」、「供給単価」及び「料金回収率」も多くの資料で示されている。
- ⑩ これらは、経常費用と給水収益の関係を見るための経営指標であり、経営状況の健全性を表すものとして多くの水道事業体で活用されているが、算出方法に資本的支出が含まれないことなどにより、資金収支の状況を表すものとはなっていない。
- ⑪ 一方、局では、前述のとおり、累積資金不足が発生しないよう、資金収支の状況を重視した経営を行っており、経営計画の計画期間の最終年において、累積資金収支を均衡させることとしている。よって、各年度における資金収支の状況は、局の経営実態を最もよく表すものである。
- ⑫ このため、局では独自の算出方法により、各年度における資金収支の状況を明らかにするための「給水原価」、「販売単価」（「供給単価」と類似）及び「料金回収率」を算出している。
- ⑬ この「料金回収率」が100%以上か否かを確認することで、資金の過不足を的確に把握することができ、分かりやすさに加え、局の経営実態を測る上でも有用な経営指標と考えられる。

- ⑭ また、局では、下図のとおり「給水原価」の内訳を分析し、水道料金が何に使われているか、分かりやすく示している。



- ⑮ 水道事業は、利用者からの水道料金で成り立っており、利用者の理解を得ることが必要不可欠である。このため、今後とも、分かりやすさを十分に考慮した上で、多様な手法により経営状況を分析し、公表していくことが重要である。

#### 【検討結果の小括】

- ⑯ ここまでの検討に基づき、長期財政収支の見通しの目標設定に活用する経営指標として、「給水収益に対する企業債元利償還金の割合」及び「給水収益に対する企業債残高の割合」を用いるとともに、短期・中期の目標設定に活用する経営指標として、「経常収支比率」、「流動比率」及び「自己資本構成比率」を用いることは妥当と考える。加えて、お客さまへの分かりやすさという観点を踏まえ、「給水原価」、「販売単価」及び「料金回収率」も活用することは妥当と考える。

#### 【料金回収率の算出方法】

- ⑰ 総務省が定める算出方法（以下「総務省方式」という。）と、局の算出方法（以下「都方式」という。）の比較は、次のとおりである。

<総務省方式>

$$\text{給水原価} = \frac{\text{営業費用} + \text{営業外費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$$

$$\text{供給単価} = \frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$$

$$\text{料金回収率} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}}$$

<都方式>

$$\text{給水原価} = \frac{\text{※1 (収益的支出} - \text{給水収益以外の収入} - \text{※2 損益勘定留保資金}) + \text{※3 (資本的支出} - \text{資本的収入)}}{\text{※4 料金対象水量}}$$

$$\text{販売単価} = \frac{\text{給水収益}}{\text{料金対象水量}}$$

$$\text{料金回収率} = \frac{\text{販売単価}}{\text{給水原価}}$$

※1 「給水収益以外の収入」は、下水道料金の徴収費に係る繰入金など、給水収益以外で賄う費用に対応する収入

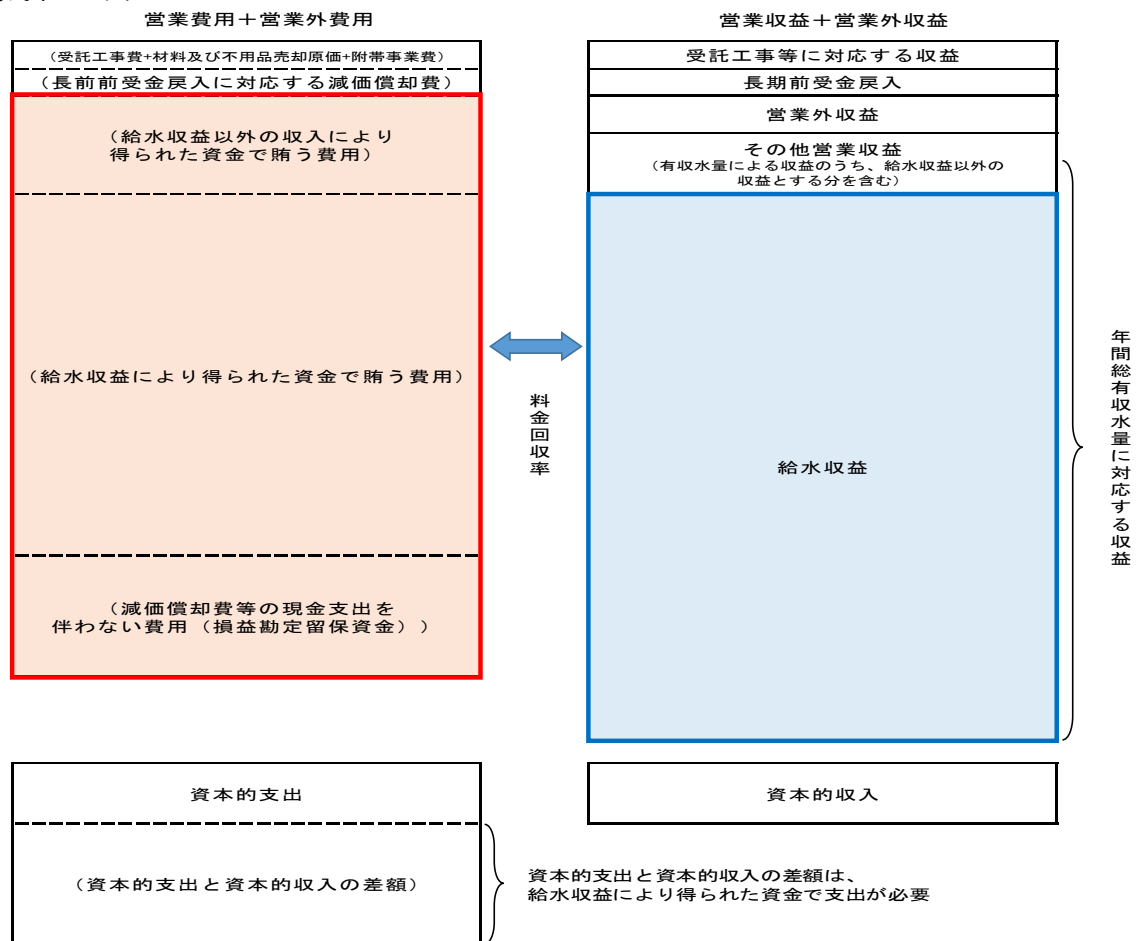
※2 「損益勘定留保資金」は、減価償却費等の現金支出を伴わない費用

※3 「資本的収入」は、企業債など、給水収益以外で賄う資本的支出に対応する収入

※4 「料金対象水量」は、年間総有収水量から、給水収益以外の収入に対応する分水量等を差し引いたもの

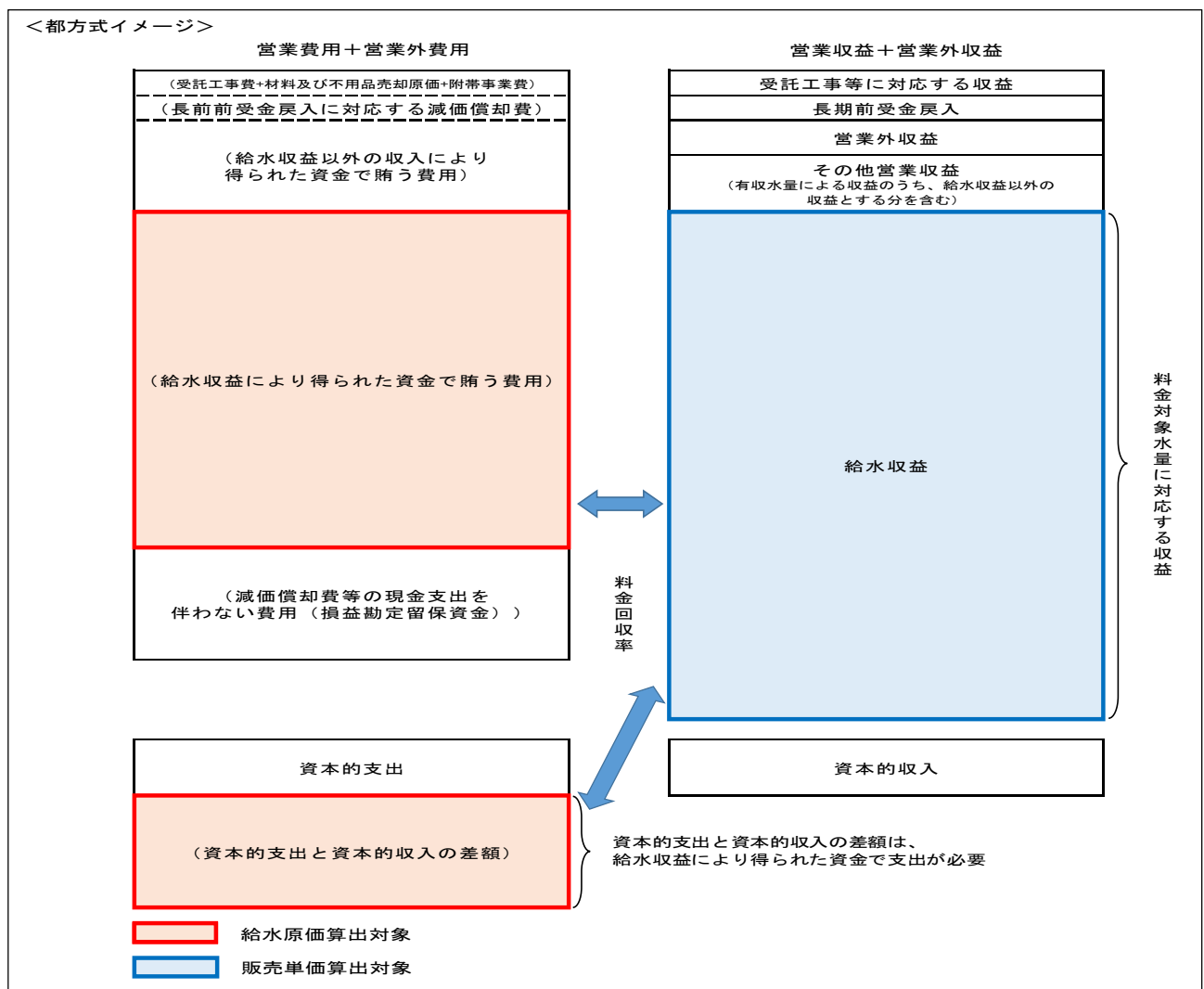
⑩ また、これらの算出方法をイメージで表すと、下図のとおりとなる。

<総務省方式イメージ>



給水原価算出対象

供給単価算出対象



- ①⑨ 総務省方式による「給水原価」は、下水道料金の徴収に要する費用など、給水収益以外で賄う費用も「給水原価」に含まれるため、総収益に対する給水収益以外の収益の割合が高い場合、「料金回収率」が低く算出される傾向がある。加えて、この「料金回収率」においては、資本的収支は考慮されていない。
- ①⑩ また、多くの水道事業体では、水道施設の更新等に要する資産維持費（減価償却費等の内部留保資金のみでは不足することとなる、事業環境の悪化等に対応するための所要額）を、償却資産額に一定の資産維持率を乗じる方法により算出している。
- ①⑪ 一方で、当局は、事業規模が非常に大きく、膨大な水道施設を有していることに加え、高度浄水処理の導入など、独自のレベルアップの施策を展開しており、これらの水道施設の更新等に要する資産維持費相当額を確実に確保する必要があることから、当局ではこれまでも、資産維持率を用いる方法によらず、施設整備計画を策定した上で、料金算定期間内に実際に必要な資金所要額をもとに総括原価を算定している。

- ② こうしたことを踏まえて、都方式は、資金収支の状況を明らかにするための算出方法としている。
- ③ 都方式による「給水原価」は、収益的支出と資本的支出を合計した総支出から、給水収益以外の収入、現金支出を伴わない費用（損益勘定留保資金）及び資本的収入を差し引くことで、給水収益以外で賄う費用や資本的支出の額を「給水原価」の算出対象から除いている。
- ④ これにより、「給水原価」は、給水収益により得られた資金により賄うべき支出についての料金対象水量 1 m<sup>3</sup>当たりの額を示すものとなっている。
- ⑤ また、「販売単価」は、給水収益で得られた資金の料金対象水量 1 m<sup>3</sup>当たりの額を示しており、「料金回収率」は、給水収益で得られた資金が、当該資金で賄うべき支出をどれだけ賄えているかを示している。
- ⑥ 総務省方式は経常費用と給水収益の関係に着目し、都方式は資金収支に着目した経営指標となっているが、都方式は局独自の算出方法であるため、他の水道事業者との比較が困難なことが課題である。

#### (7) 施設整備に関する目標

- ① 局はこれまでも、切迫する首都直下地震をはじめとした様々なリスクに対応するため、東京水道施設整備マスタープランで施設整備に関する指標の目標値を定め、着実に施設整備を推進してきている。
- ② 長期財政収支の見通しにおいても、目標達成に向けた施設整備の費用を見込むとともに、将来にわたる安定給水のために必要な浄水場の更新（2030年代に東村山浄水場、2050年代に金町浄水場の更新に着手）、管路の更新（配水小管 280km/年、配水本管 22km/年）の費用を見込んでいる。
- ③ これにより、浄水施設の主要構造物及び配水池の耐震施設率は 2030 年度までに 100%に到達するとともに、管路の耐震継手率は、2017 年度末の 43%から 100%（配水小管は 2067 年度、配水本管は 2087 年度）への到達に向けて、段階的に上昇していく。

- ④ 加えて、導水施設の二重化、送水管の二重化・ネットワーク化等により、災害や事故時におけるバックアップ機能の確保が進められている状態となる。
- ⑤ 一方で、将来的には、気候変動など避け難い外的要因により、長期財政収支の見通しにおいて見込んだ以上の投資や、維持管理コストの著しい上昇が生じる可能性がある。
- ⑥ 現在、多摩川水系は、利根川水系に比べてアンモニア態窒素やＴＯＣ（全有機炭素）の濃度が低い状況にあるが、気候変動により原水水質が悪化し、利根川水系と同程度の状況になった場合は、高度浄水処理の導入を検討する必要がある。
- ⑦ さらに、多摩川水系のみならず、原水水質の悪化や、水質に係る新たな規制などにより、浄水処理に使用する薬品の量の増加や、新たな薬品の導入の必要が生じた場合、維持管理コストが増加することとなる。
- ⑧ また、水道事業は、浄水処理や送配水の過程で多量の電力を消費するとともに、土壌汚染対策法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法など、様々な法令に基づく環境規制を受ける。
- ⑨ 今後、社会経済情勢の影響などにより電力の調達価格が上昇するリスクに加え、建設発生土の受入基準の強化など、環境規制の強化により維持管理コストが上昇するリスクも存在する。
- ⑩ こうしたリスクも踏まえ、施設整備に関する目標を設定して計画的に施設整備を進めつつも、財政運営の観点から、短期・中期の目標の達成状況などについても、経営指標を活用して分析・評価しながら、事業運営を進めることが重要である。
- ⑪ 施設整備に関する目標については、長期財政収支の見通しにおいて、浄水場の更新に計画的に着手することに加え、管路の耐震継手率の 100%への到達に向け、毎年度、一定量の更新を行うこととすべきである。その上で、短期・中期については、より詳細な目標を施設整備計画において示していく必要がある。

(8) 検討部会における議論の要旨等

- ① 企業債に関する経営指標を目標設定に活用することも重要であるが、持続可能な財政運営の観点から、累積資金収支の均衡を図ることも極めて重要である。
- ② 一般会計の基準などを参考として、給水収益に対する企業債元利償還金の割合の数値目標を20%と設定することには、一定の合理性があると考えられる。
- ③ 短期・中期の目標設定に活用する経営指標は、分かりやすさの観点から絞り込むことも重要である。対外的に水道事業を分かりやすく説明できるようにすることは、改正水道法の趣旨でもある。また、安定給水の確保の観点から、施設整備における目標も必要である。
- ④ 料金回収率については、大規模な水道事業体である局の状況をより明瞭に表すという点では、総務省方式によらないことも合理的と思われる。ただし、都方式が独自のものであるということを、しっかりと説明すべきである。また、この経営指標が合理的に活用される前提は、将来の更新計画が確実かつ計画的・持続的に実行されることであり、局はその対応を適切に行っていくべきである。
- ⑤ 都方式による料金回収率は、累積資金収支の均衡という目標とも関連しており、これに着目することは有用と考えるが、説明責任の観点から、中期経営計画において目標設定の考え方などを明らかにするとともに、都民に分かりやすい説明を行うべきである。

<参考> 目標設定に活用する経営指標のまとめ

項目	考え方	経営指標等	目標
長期財政収支の見通しの目標設定に活用する経営指標	料金水準をできる限り維持する観点から、企業債の発行を適切な規模とする必要	給水収益に対する企業債元利償還金の割合	20%以下
		給水収益に対する企業債残高の割合	300%台
	累積資金不足が発生しないよう、収支の均衡を図る必要	累積資金収支	5か年ごとに均衡

短期・中期の目標設定に活用する経営指標	情報公開、説明責任の観点から、国等の資料で主要な経営指標として多く示されている経営指標を用いる必要	経常収支比率	100%以上
		流動比率	100%以上
		自己資本構成比率	類似団体の平均以上
	対外的な分かりやすさの観点から、資金の過不足を的確に把握可能な経営指標を用いる必要	給水原価、販売単価、料金回収率（都方式）	100%以上
施設整備に関する目標	長期財政収支の見通しにおいて、安定給水のために必須となる施設整備を適切に見込む必要	浄水場の更新	計画的に着手
		管路の更新（耐震継手率）	毎年度、一定量を更新
	短期・中期については、より詳細な目標とする必要	（施設整備計画において目標を設定）	



## 4 長期財政収支の見通し

### (1) 検討の趣旨

- ① 長期財政収支の見通しは、給水収益の推計の方法や、企業債の充当率など、作成に当たっての前提条件の設定方法により、その結果が大きく異なる。
- ② 経営指標と同様、国の公表資料などにおいても、推計の方法などは指定されておらず、各水道事業体の実情に合わせて最適な方法を選択することとされている。
- ③ これまでの検討会議においても、前提条件の概要は示されてきたが、本検討部会において、影響が大きいものを中心に、前提条件について検討するとともに、その前提条件に基づく推計結果とまとめについて、併せて検討した。

### (2) 給水収益に係る前提条件

#### 【推計方法の考え方】

- ① 局の料金体系は、口径別の基本料金と従量料金からなる二部料金制であり、口径群ごとに水量区画及び料金単価を設定している。
- ② 給水収益の推計方法としては、水量区画等を考慮せず、有収水量の推計値に供給単価を乗じる方法なども考えられるが、給水収益は長期財政収支の見通しに最も大きい影響があることから、都の人口推計を反映した上で、より詳細に推計を行う必要がある。
- ③ 一方、現在の都の人口は増加傾向にあり、これに伴い給水人口も増加してきている中で、近年の基本料金と従量料金の推移をみると、第4回検討会議で示されたとおり、小口径群と小口の水量区画は増加傾向、中口径群以上と大口の水量区画は減少傾向にある。
- ④ この傾向は、給水人口の増減に大きな影響を受ける口径群及び水量区画と、それ以外の口径群及び水量区画があることを示しており、前者は主として生活用水、後者は主として都市活動用水・工場用水に使用されているものと考えられる。
- ⑤ 人口増減と関連性が高いのは生活用水であるため、給水収益の推計に当たっては、全ての口径群及び水量区画に人口推計を反映させるのではなく、主として生活用水

に使用されていると考えられる口径群及び水量区画に反映させることが望ましい。

- ⑥ こうした考え方の下、給水収益の推計方法を次のとおり整理する。

【人口推計を反映させる口径群の検討】

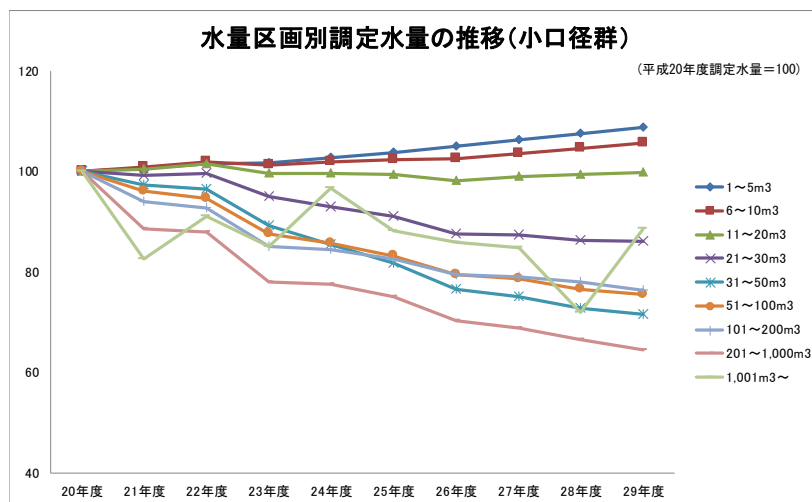
- ⑦ 人口推計を反映させる口径群を判定するため、口径群別に生活用水と都市活動用水・工場用水の使用水量の割合（平成 29 年度実績）を集計した。その結果は下表のとおりである。

口径群	生活用水	都市活動用水・工場用水
小口径群 (13mm～25mm)	89.1%	10.9%
中口径群 (30mm, 40mm)	15.9%	84.0%
大口径群 (50mm, 75mm)	7.1%	92.9%
特大口径群 (100mm 以上)	1.6%	98.5%

- ⑧ 集計の結果、小口径群は大部分が生活用水であり、中口径群以上は大部分が都市活動用水・工場用水であった。このため、主として生活用水と考えられる小口径群に人口推計を反映させることが適当である。

【人口推計を反映させる水量区画の検討】

- ⑨ 人口推計を反映させる水量区画を判定するためには、水量区画ごとの時系列の傾向を分析する必要があることから、小口径群の水量区画別に調定水量の推移（過去 10 年度間（平成 20 年度から平成 29 年度）実績）を集計した。その結果は下図のとおりである。



- ⑩ 20 m³までの水量区画はおおむね増加傾向、21 m³以上の水量区画は若干の減少後、

横ばい傾向である。

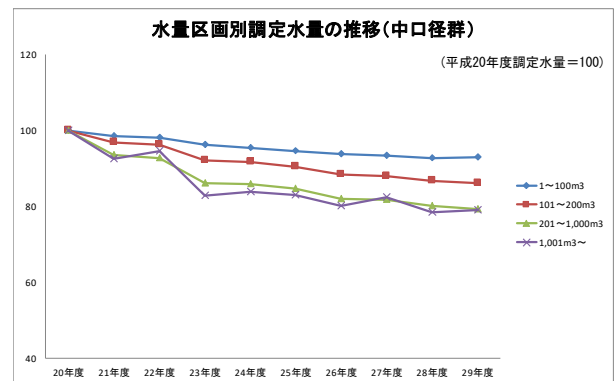
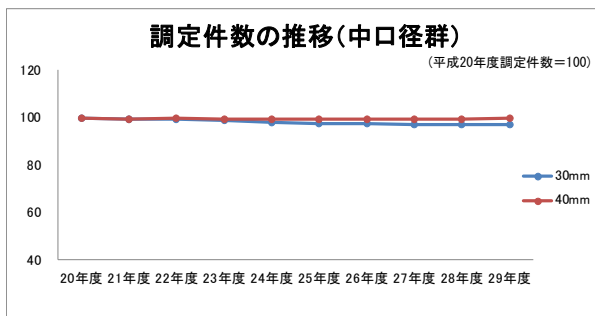
- ⑪ 都の調査では、過去 10 年間の都の世帯数は増加傾向にあり、1 世帯当たり平均人員数は約 2 人で推移している。さらに、局が平成 28 年度に実施した調査では、2 人世帯の平均使用水量は 15.9 m<sup>3</sup>である。20 m<sup>3</sup>までの水量区画が増加していることは、こうした傾向に合致しており、この水量区画は人口増減と関連性が高いと考えられる。
- ⑫ よって、小口径群の 20 m<sup>3</sup>までの水量区画は、人口増減と関連性が高い水量区画として、人口推計を反映させることが適当である。

#### 【人口推計の反映方法】

- ⑬ ここまでの分析に基づき、小口径群については、調定件数及び 20 m<sup>3</sup>までの調定水量の直近の見積（令和 2 年度見積）に対し、都の人口推計の増減率を乗じていくことにより推計する。

#### 【その他の口径群及び水量区画の推計方法】

- ⑭ 人口推計を反映しない小口径群以外の調定件数と調定水量を推計するため、推移（過去 10 年度間（平成 20 年度から平成 29 年度）実績）を集計した。その結果は下図のとおりである。



- ⑮ 調定件数は、おおむね若干の増減後横ばい傾向である。また、調定水量についても同様の傾向である。（なお、掲載を省略しているが、他の口径群においてもおおむね同様の傾向である。）
- ⑯ このため、人口推計を反映しない調定件数及び調定水量については、過去実績に基づき、増減後横ばい傾向に最もよく当てはまる対数近似曲線により推計する。

⑰ 以上のとおり推計した区部・多摩地区別の調定件数及び調定水量に、基本料金の単価及び従量料金の単価を乗じ、給水収益の推計値を算出する。

⑱ なお、推計方法のイメージについて、料金表を用いてまとめると、下図のようになります。

人口推計の増減率により推計

推計した調定件数、調定水量に口径ごと、水量区画ごとの単価を乗じて給水収益の推計値を算出

(1か月分)		従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)									
呼び径	基本料金	1~5m <sup>3</sup>	6~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~30m <sup>3</sup>	31~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	201~1,000m <sup>3</sup>	1,001m <sup>3</sup> 以上	
13mm	860 円										
20mm	1,170 円	0 円	22 円	128 円	163 円	202 円	213 円	298 円	372 円	404 円	
25mm	1,460 円										
30mm	3,435 円						213 円	298 円	372 円	404 円	
40mm	6,865 円										
50mm	20,720 円								372 円	404 円	
75mm	45,623 円										
100mm	94,568 円										
150mm	159,094 円										
200mm	349,434 円									404 円	
250mm	480,135 円										
300mm以上	816,145 円										
公衆浴場用	一般用に同じ(40mm以上は6,865円)	0 円	22 円							109 円	

過去10年度間の実績に基づき、対数近似曲線により推計

### (3) 企業債に係る前提条件

#### 【充当率】

- ① 第5回検討会議で提示された長期財政収支の見通しと同様、企業債は、将来の水道需要や水道施設の供用年数など様々な点を考慮し、起債対象となる建設改良費の50%に充当するものとして推計する。
- ② なお、総務省が毎年度告示する地方債充当率においては、水道事業に係る充当率は100%とされており、制度上は全額を充当することも可能である。
- ③ 一方で、将来世代に過度な負担を生じさせないよう、適切な発行規模に抑制することも当然に求められるが、仮に充当率を0%として施設整備の全てを自己財源で賄うことも、世代間負担の公平性の観点から課題との考え方もある。
- ④ 長期財政収支の見通しにおいては、上記3「目標設定に活用する経営指標」において述べたとおり、5か年ごとに累積資金収支の均衡を図ることとしている。このため、充当率を極端に抑制すると、資金が不足し均衡が困難になる。また、充当率

が過大であると、短期的には資金の不足は生じないものの、中長期的には企業債元利償還金が収支を圧迫することとなるため、充当率は適切な規模とする必要がある。

- ⑤ どの充当率が適切かという特段の定めはないため、水道事業体自らが判断する必要があるが、局においても、実際の企業債の発行に際しては、中期経営計画における財政計画や、毎年度の予算・決算において、社会経済情勢などを踏まえて、適切に充当率を判断する必要がある。

#### 【償還期間】

- ⑥ 局では、現在、財政融資資金債は40年債（5年据置元利均等償還）を発行、市場公募債は10年債（満期一括償還）を発行し、3回借換えを行っていることから、長期財政収支の見通しにおいても同様の条件により推計する。
- ⑦ なお、財政融資資金債と市場公募債の割合については、これまでの実績では、年度により異なるものの、おおむね3対7程度となっているが、国が市場公募化を推進している状況などを踏まえ、長期財政収支の見通しにおいては2対8で推計する。

#### 【企業債利率】

- ⑧ 企業債利率をどのように設定するかは、推計の結果に大きく影響することから、可能であれば長期的な金利の動向に基づき設定することが望ましい。しかし、内閣府が公表している中長期の見通しの試算では2028年まで、民間のコンサルティング会社が公表している試算でも2030年前後までであり、それより先の動向は一般に公表されていない。
- ⑨ このため、これまでの実績を参考に設定することが適当と考えられるが、過去10年間の実績でみると、下表のとおり大きく低下している傾向にある。

(単位 %)

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
財政融資資金債	1.9	2.1	1.9	1.7	1.4	1.4	1.2	0.5	0.8	0.7
市場公募債	1.4	1.4	1.4	1.4	0.6	0.7	0.4	0.07	0.21	0.18

- ⑩ 日本銀行は、海外経済の動向や経済・物価の不確実性を踏まえ、当分の間、少なくとも 2020 年春頃まで、現在の極めて低い長短金利を維持することとしているが、その一方で、内閣府や民間コンサルティング会社の見通しの試算においては、今後、若干の金利の上昇を見込んでいる。
- ⑪ このような状況を踏まえ、長期的には若干の利率の上昇を見込み、おおむね数年前の水準と同等となるものと想定し、第 5 回検討会議で提示された長期財政収支の見通しと同様、1.5%で推計することとする。
- ⑫ なお、長期財政収支の見通しにおいては、前述のとおり長期の見通しが公表されていないため実績に基づき推計するが、中期経営計画の策定時においては、計画期間内の金利の動向を適切に把握した上で、企業債の発行額を見込む必要がある。

#### 【借換抑制】

- ⑬ 局ではこれまでも、財政状況に応じて借換抑制を実施し、企業債残高の計画的な圧縮に努めてきている。
- ⑭ 長期財政収支の見通しにおいても、給水収益が減少する後年度の負担軽減の観点から、各年度の資金収支の状況を踏まえ、借換抑制が可能な場合は実施するものとして推計する。

#### (4) その他の財源に係る前提条件

- ① 他の水道事業体における財政収支のシミュレーションでは、自己財源と企業債以外の財源として、国庫補助金等を見込んでいる事例が見受けられる。
- ② しかし、局に交付されている国庫補助金は、現在、水源開発に係るもののみであり、現時点では新たな交付等は見込めないことから、長期財政収支の見通しに当たっても、施設整備に係る国庫補助金は見込まないものとする。
- ③ 一方、局においても、将来的には人口減少に伴い料金収入が減少する中であって、自己財源と企業債のみで大規模浄水場の更新など更新需要の増加に対応していくことは、困難が見込まれる。

- ④ さらに、首都直下地震に備えた施設、管路の耐震化や、テロ対策など新たな脅威への備えのための施設整備も着実に推進していく必要がある。
- ⑤ こうしたことから、局では、他の事業者とも協力しながら、国に対して、様々な機会を捉え、施設更新等に係る国庫補助金の拡充を要望している。
- ⑥ 今後、全国の水道事業者の事業運営がさらに厳しさを増していく中、水道事業における国庫補助金の在り方は重要な課題であり、局としても、引き続き国への要望を継続的に実施していくべきである。

#### (5) 支出に係る前提条件

##### 【施設整備費】

- ① 第5回検討会議で提示されたとおり、浄水場及び多摩地区の施設の再構築については、90年を更新期間として平準化した上で実施するとともに、管路については、これまで蓄積してきたデータに基づき設定した供用年数(50年～90年)を踏まえた更新を行うものとして推計する。
- ② また、給水所や送水管の新設・更新は、現時点で計画されているものに加え、中長期的な整備予定に基づき推計するとともに、毎年度の維持補修などの工事については、これまでの実績等に基づき推計する。
- ③ なお、管路工事の費用は令和2年度予算の見積に基づき算出するとともに、その他の工事についても同種工事の実績等に基づき算出するが、今後の工事コストの変動は見込まないものとする。

##### 【スマートメータ関連経費】

- ④ 第6回検討会議で提示されたとおり、局では、晴海五丁目地区でのモデル事業に加え、2025年度までに10万個のスマートメータを導入するトライアルプロジェクトを立ち上げ、市場形成(価格低下)を働きかけるとともに、横浜市、大阪市と連携してICT情報連絡会を設立し、課題解決に向け検討を進めている。
- ⑤ こうしたことを踏まえ、長期財政収支の見通しに当たっては、第3回検討会議で提示されたスマートメータの単価である14,900円/個が、将来的には低減するもの

として推計する。

- ⑥ 2020年代までは、トライアルプロジェクトを含め本格導入に向けた準備期間と想定し、実証実験等に係る経費を計上するが、この時点ではメータ単価の低減は見込まない。
- ⑦ 2030年度からは、毎年度、100万個／年の導入を見込む。この際、3分の1程度に単価が低減しているものとし、5,000円／個で推計する。
- ⑧ また、全戸導入後の2040年代以降は、5分の1程度に単価が低減しているものとし、3,000円／個で推計する。加えて、スマートメータに係るデータセンタ等の運用経費は、10億円／年と推計する。

#### 【環境対策に係る経費】

- ⑨ 第7回検討会議で提示されたとおり、今後10年でCO<sub>2</sub>削減義務量が35%まで強化される見込みであり、長期財政収支の見通しにおいても環境対策に係る経費を推計しておく必要がある。
- ⑩ この経費については、CO<sub>2</sub>の削減目標を確実に達成する観点から、第3計画期間（2020年度から2024年度まで）及び第4計画期間（2025年度から2029年度まで）において、追加で削減が必要と想定されるCO<sub>2</sub>削減量に基づき、具体的な試算を行うものとする。

#### 【経費の縮減額の算出方法】

- ⑪ 政策連携団体への業務移転に伴う効果は、当局の人件費の縮減額と、政策連携団体への委託料の差分であるが、第7回検討会議で提示されたとおり、営業所の業務は10年、浄水場の運転管理業務や支所の管路維持業務等は20年を目途に実施するものとして、毎年度の業務移転の規模を試算した上で、縮減額を推計する。
- ⑫ また、薬品費及び動力費については、配水量に連動する経費であることから、給水収益の推計における調定水量の増減率を、令和2年度予算の見積の薬品費及び動力費に乗じて推計する。これにより、調定水量の増減に応じて薬品費及び動力費が増減することとなる。



- ⑬ 加えて、スマートメータの導入に伴う効果として、管路内の水の流量、流向及び水圧を定量的に把握することができ、維持管理の効率化、事故時の濁水範囲の精緻化、漏水の早期検知等が可能となることによって、管路維持に係る経費が縮減されるものとして推計する。

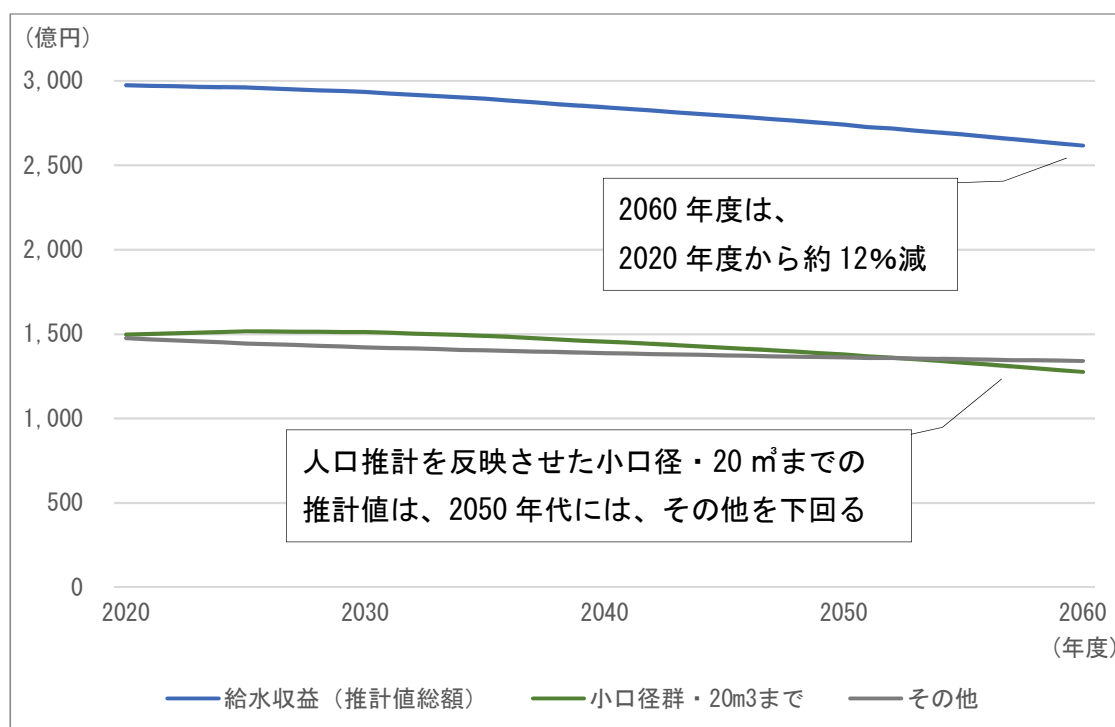
#### 【物価や賃金等の変動】

- ⑭ 上記（３）に記載の企業債利率と同様に、物価や賃金等についても、今後 10 年を超える長期の動向は一般に公表されていない。今後、労働力人口の減少に伴う賃金の上昇が考えられる一方、外国人労働者の増加により上昇が抑制される可能性もあるなど、長期の動向が不透明であることから、長期財政収支の見通しにおいては、物価や賃金等の変動は見込まないこととする。

- ⑮ ただし、中期経営計画の策定時においては、計画期間内の物価や賃金等の変動に加え、施設整備に係る工事コストの動向などを適切に把握した上で、財政収支計画を作成する必要がある。

#### （６）給水収益の推計結果

- ① 上記（２）の前提条件に基づく推計結果は、下図のとおりである。



② 推計の結果、2060年度の推計値は2,617億円であり、2020年度の2,974億円から約12%減となった。

③ また、都の人口推計の増減率を反映させた小口径群・20 m<sup>3</sup>までの水量区画の給水収益の推計値は、その他の口径群・水量区画の過去実績に基づく推計値と比較すると、若干大きい値で推移していくものの、人口減少に伴い次第に減少し、2050年代には、その他の口径群・水量区画の推計値を下回った。

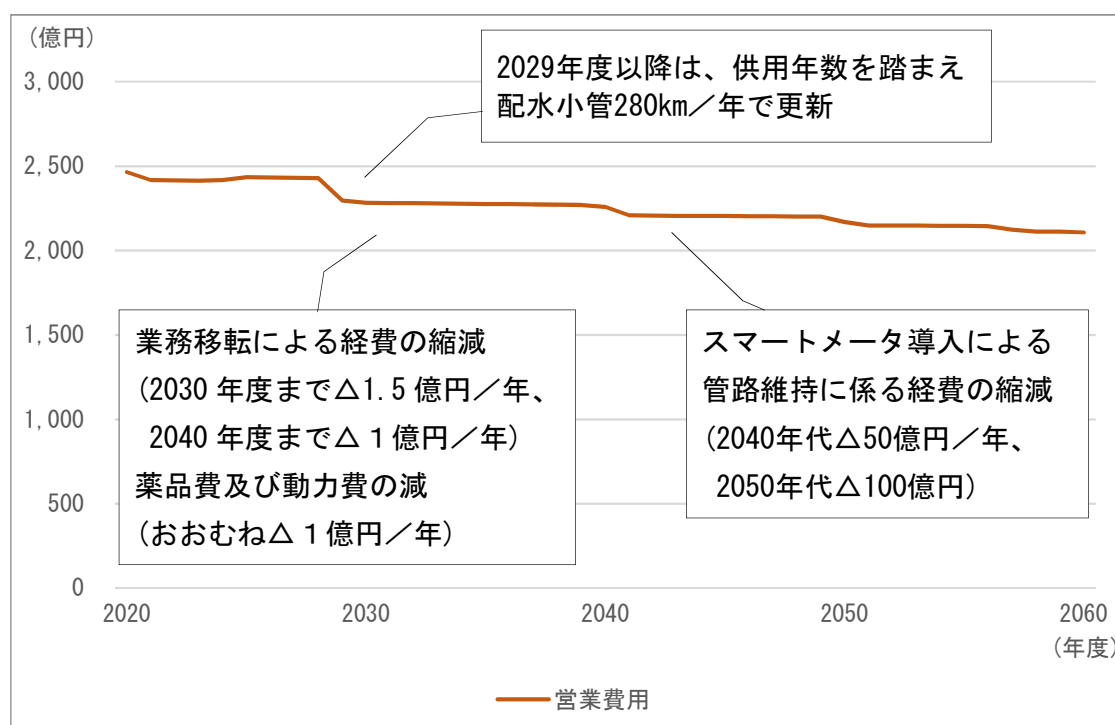
④ なお、その他の口径群・水量区画の推計値は、総額のおおむね50%を占めているが、これらは主として都市活動用水・工場用水に使用されていることから、社会経済情勢の変化などにより、想定外の減収が生じる可能性もある。

#### (7) 支出の推計結果

① 上記(5)の前提条件に基づく支出の推計結果について、次のとおり、営業費用、建設改良費及び環境対策に係る経費に分けて示す。

#### 【営業費用】

② 営業費用の推計結果は、下図のとおりである。

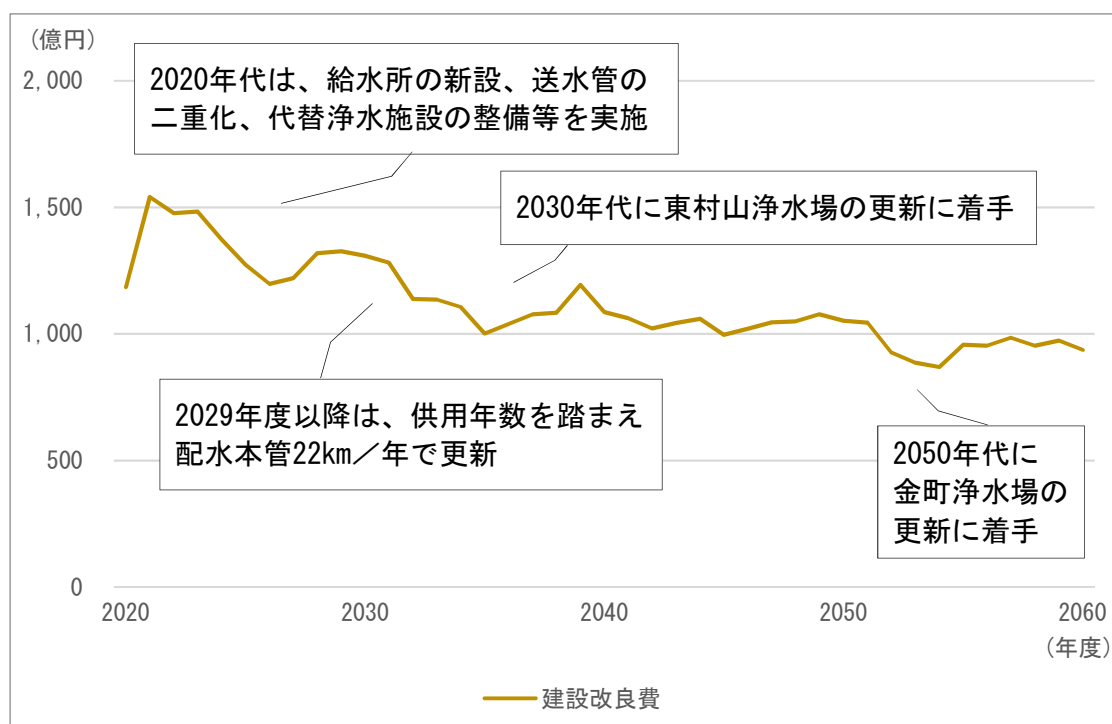


③ 配水小管の更新は、2029年度以降、供用年数を踏まえて280km/年とし、当該経費を2060年度まで継続して見込んでいる。

- ④ その他の経費は、令和2年度予算の見積額を基本として推計しているが、次のとおり経費の縮減額を見込んでいる。
- ⑤ 政策連携団体への業務移転は、毎年度の業務移転の規模を試算した結果に基づき経費の縮減額を推計し、2030年度までは平均して△1.5億円／年、2040年度までは△1億円／年の縮減を見込んでいる。
- ⑥ 薬品費及び動力費については、給水収益の推計における調定水量の増減率に応じて増減するものと推計した結果、年度により異なるが、おおむね△1億円／年の減少となった。
- ⑦ また、スマートメータの導入により、管路維持に係る経費が縮減されるものとし、全戸導入後の2040年代は△50億円／年、さらに2050年代は△100億円／年を見込んでいる。なお、令和2年度予算の見積における管路維持に係る経費は約470億円であり、第5回検討会議における見積額（約500億円）と同程度であったことから、縮減額も同額で見込んでいる。

### 【建設改良費】

- ⑧ 建設改良費の推計結果は、下図のとおりである。



- ⑨ 2020年代は、現時点で計画されている給水所の新設・拡充や、送水管の二重化・ネットワーク化、浄水場の更新に向けた代替浄水施設の整備などの経費を見込んでいる。
- ⑩ 配水本管の更新は、2029年度以降、供用年数を踏まえて22km/年とし、当該経費を2060年度まで継続して見込んでいる。
- ⑪ また、2030年代に東村山浄水場、2050年代に金町浄水場の更新に着手するものとして、更新に必要な経費（代替浄水施設の整備を含む。）を見込んでいる。
- ⑫ 加えて、その他の施設整備や多摩地区の施設の再構築についても、平準化して実施されるものとして必要な経費を見込んでいる。
- ⑬ なお、スマートメータの購入に係る経費として、スマートメータの単価が2030年代は5,000円/個、2040年代以降は3,000円/個に低減し、毎年度100万個導入するものとして、通常のメータの単価（2,500円/個）との差額を追加している。（2030年代は25億円/年、2040年代以降は5億円/年）

【環境対策に係る経費】

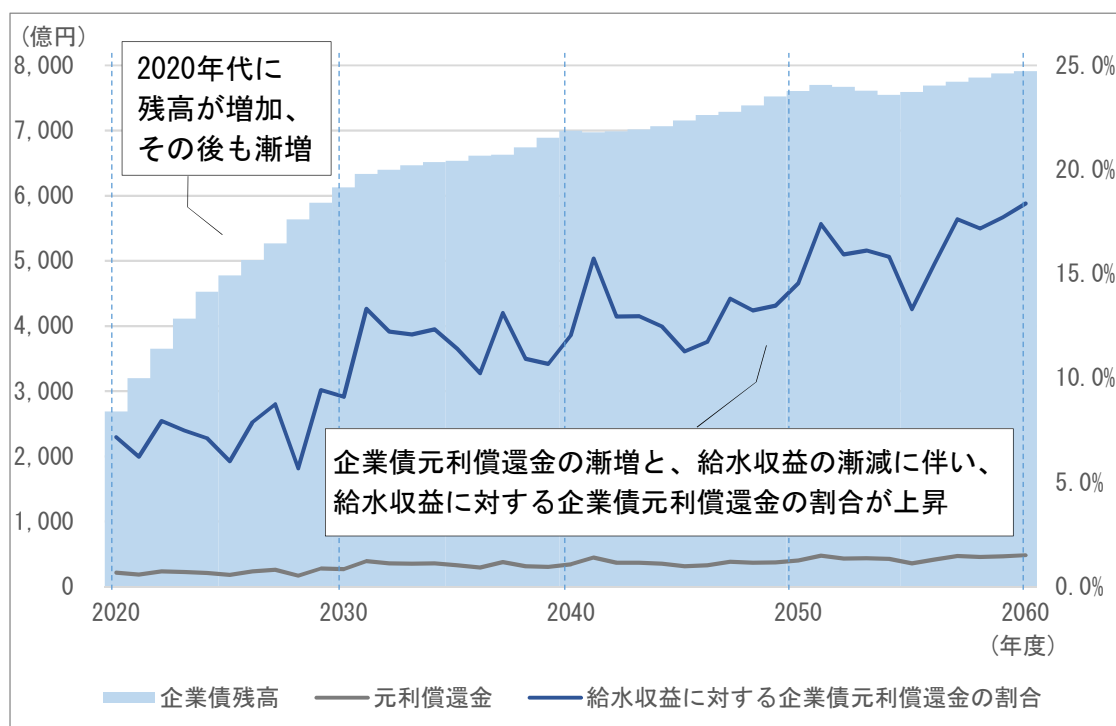
- ⑭ 第3計画期間（2020年度から2024年度まで）及び第4計画期間（2025年度から2029年度まで）において、追加で削減が必要と想定されるCO<sub>2</sub>削減量に基づき、具体的な試算を行った結果は、下表のとおりである。

取組	経費	
	第3計画期間 (削減量:98,000t-CO <sub>2</sub> )	第4計画期間 (削減量:357,000t-CO <sub>2</sub> )
<営業費用> 森林吸収クレジットの取得 トップレベル事業所認定取得 低炭素電力等の導入 など	約2億円	約28億円
<建設改良費> ポンプ設備等の効率化 太陽光発電の導入 高効率発電設備の導入 など	約143億円	約152億円
合計	約325億円	

- ⑮ 2029年度までは、この試算結果に基づき営業費用及び建設改良費に経費を見込むとともに、2030年度以降は、試算結果を年度当たり平均し、営業費用は6億円／年（第3計画期間は少額であるため平均から除外し、第4計画期間の平均値を採用）、建設改良費は30億円／年（第4計画期間までの平均値）を毎年度見込んでいる。
- ⑯ なお、森林吸収クレジットは、埼玉県の制度において、森林のCO<sub>2</sub>吸収量をCO<sub>2</sub>排出量のオフセットに利用するものであるが、都の制度にはこのような仕組みがない。一方で、国は、地球温暖化対策計画において、森林吸収源によるCO<sub>2</sub>吸収量の目標を定めており、他の道府県においても、相当数がオフセットに利用できる制度を運用している。さらに、森林吸収クレジットの取得、水道水源林の整備・育成等に一定の経費を要することなども踏まえ、局は、都の環境行政部局に対し、CO<sub>2</sub>排出量削減義務の履行手段として森林吸収源によるオフセットを取り入れるよう、申し入れ等を行っていくべきである。

## （8）企業債の推計結果

- ① 上記（3）の前提条件に基づく企業債の推計結果は、下図のとおりである。



- ② 安定給水のために必要な施設整備に企業債を活用することで、企業債残高が増加している。特に、建設改良費が多い2020年代に増加が大きく、その後も漸増する傾向となった。

- ③ また、市場公募債は10年債（満期一括償還）、割合を8割として推計していることから、2020年代に発行した企業債の償還は、2030年代に開始される。このため、2030年代には、企業債元利償還金も増加し、その後も漸増していく。
- ④ これに加え、給水収益が漸減することから、給水収益に対する企業債元利償還金の割合も上昇し、2060年度には18.4%となった。また、企業債残高は2060年度には7,911億円、給水収益に対する企業債残高の割合は302.3%となった。
- ⑤ なお、充当率、償還期間等は、前提条件のとおりであり、資金の状況を踏まえた借換抑制も行っている。
- ⑥ また、企業債利率についても、前提条件のとおり1.5%で推計しているが、仮に、上記の推計結果に対して企業債利率を1%上昇させ、2.5%で推計すると、2030年代以降、給水収益に対する企業債元利償還金の割合がおおむね2～3ポイントずつ上昇する。その結果、2050年代後半には20%を超える試算となる。

#### (9) 長期財政収支の見通しのまとめ

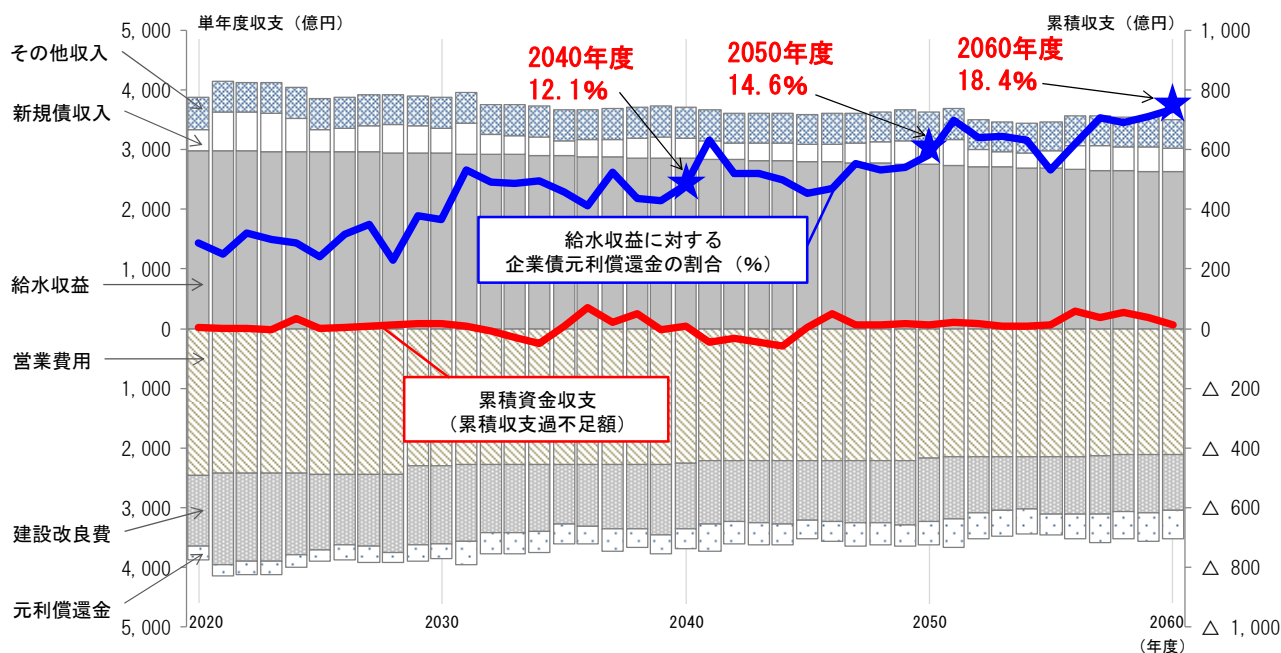
- ① 上記(6)から(8)までの推計結果をまとめると、下表のとおりとなる。

		(単位 億円)								
		2020	2021～2030	2030	2031～2040	2040	2041～2050	2050	2051～2060	2060
収入	給水収益	(2,974)	29,554 (2,955)	(2,935)	28,866 (2,887)	(2,844)	27,884 (2,788)	(2,742)	26,741 (2,674)	(2,617)
	企業債	(367)	5,036 (504)	(410)	3,307 (331)	(343)	3,222 (322)	(370)	3,548 (355)	(394)
	その他収入	(537)	5,143 (514)	(516)	5,124 (512)	(510)	5,026 (503)	(502)	4,947 (495)	(489)
	計	(3,878)	39,733 (3,973)	(3,861)	37,297 (3,730)	(3,697)	36,132 (3,613)	(3,614)	35,236 (3,524)	(3,500)
支出	営業費用	(2,465)	23,968 (2,397)	(2,283)	22,744 (2,274)	(2,258)	22,011 (2,201)	(2,170)	21,340 (2,134)	(2,107)
	建設改良費	(1,185)	13,520 (1,352)	(1,309)	11,143 (1,114)	(1,086)	10,429 (1,043)	(1,052)	9,487 (949)	(937)
	企業債元利償還金	(213)	2,234 (223)	(267)	3,420 (342)	(343)	3,688 (369)	(399)	4,409 (441)	(481)
	計	(3,863)	39,722 (3,972)	(3,859)	37,307 (3,731)	(3,687)	36,128 (3,613)	(3,621)	35,236 (3,524)	(3,525)

	2020	2030	2040	2050	2060
収支過不足額	15	2	10	△ 7	△ 25
累積収支過不足額	6	17	7	11	11

注1 表中の( )内は、期間中の年平均  
 注2 企業債及び元利償還金は、借換分を除く  
 注3 建設改良費は、積立金の取崩額を除いた額

- ② また、収入と支出、累積資金収支（累積収支過不足額）及び給水収益に対する企業債元利償還金の割合の推移について、グラフを用いてまとめると、下図のとおりとなる。



- ③ まとめの結果においては、2060年度までの推計期間を通じて、累積資金収支はおおむね均衡を維持するとともに、給水収益に対する企業債元利償還金の割合は、2060年度時点で18.4%となり、「累積資金収支を5か年ごとに均衡させる」との数値目標と、「給水収益に対する企業債元利償還金の割合は20%」との数値目標を、いずれも達成している。

- ④ しかし、上記（6）から（8）までの推計結果をみると、給水収益の想定外の減収、支出の多くを占める工事コストの増大、金利の上昇に伴う企業債元利償還金の増加等が生じた場合、収支に大きな影響が生じ、数値目標の達成が困難となる可能性がある。

- ⑤ これらの影響に的確に対応するためには、短期・中期の社会経済情勢の動向を的確に把握した上で中期経営計画を策定するとともに、毎年度の財政状況の分析等を行いながら、持続的・安定的な財政運営を進めていくことが重要である。

【目標設定に活用すべき経営指標及び施設整備に関する目標の推移】

⑥ 経営指標及び施設整備に関する目標の推移をまとめると、下表のとおりとなる。

	2020	2030	2040	2050	2060
給水収益に対する 企業債元利償還金の割合	7.2%	9.1%	12.1%	14.6%	18.4%
給水収益に対する 企業債残高の割合	90.3%	208.8%	245.9%	277.4%	302.3%
浄水場の更新		2030年代に 東村山浄水場の更新に着手		2050年代に 金町浄水場の更新に着手	
配水小管の耐震継手率	47.2%	61.7%	72.0%	82.4%	92.7%
配水本管の耐震継手率	45.5%	54.3%	62.3%	70.3%	78.4%

⑦ 経営指標については、「給水収益に対する企業債元利償還金の割合」が段階的に上昇しており、また、「給水収益に対する企業債残高の割合」は、2020年代の企業債残高の増加に伴い、2030年度にかけて大きく上昇し、その後も継続して上昇している。

⑧ 施設整備については、浄水場の更新に計画的に着手するとともに、管路の耐震継手率は、毎年度、一定量の更新を着実にを行うことで、継続して上昇している。

⑨ なお、配水本管の耐震継手率に比べ、配水小管の耐震継手率は若干大きく上昇している。これは、配水本管の供用年数が60年～90年であることに對し、配水小管の供用年数は50年～80年と短く、かつ、それぞれ供用年数の範囲内での更新を行う必要があり、その結果、配水小管の方が古い管の更新（非耐震継手管から耐震継手管への更新）が早く行われることによるものである。

⑩ 今後、給水収益が減少する中、必要な施設整備を行いつつ、企業債の償還の原資を確保するためには、まずは支出を抑制し、平準化する必要がある。よって、経営努力などによる営業費用の縮減、供用年数を踏まえた施設の更新などによる建設改良費の平準化は不可欠であるが、同時に、借換抑制や適切な充当率での企業債の発行など、中長期を見据えた財政上の工夫を引き続き講じていくことが重要である。



(10) 検討部会における議論の要旨

- ① 長期財政収支の見通しにおいて金利や物価変動を見込まないのであれば、これらの動向を的確に把握し、中期経営計画に反映させることが重要である。また、給水収益についても、タワーマンションの増加などにより小口の需要の件数は増加が見込まれる一方、さらなる節水機器の普及などにより想定以上に減収となる可能性もあることから、このような状況変化を中期経営計画でしっかりと見込むべきである。
- ② 前提条件として、企業債利率を 1.5%、充当率を 50%と設定することは問題ないとする。しかし、経営学では、できる限り企業債の発行を減らした方がよいとの考え方であることから、実際の企業債の発行に当たっては、充当率を 50%とすることに拘ることなく、その時々々の財政状況を勘案して柔軟に対応すべきである。
- ③ 給水収益の推計の方法は妥当と考えるが、大口の需要の動向は、見通すことが極めて難しい。加えて、給水収益の減少に応じて企業債の負担が大きくなっていくことを考えると、中期経営計画など、短期・中期の対応を適切に行うことが重要である。
- ④ 推計結果は堅実な前提が置かれており、評価できるものとする。また、企業債の推計結果において、企業債残高が増加しているが、建設改良費の適切な執行、すなわち水道インフラの維持や更新、あるいは強靱化が前提であれば問題ないとする。給水収益に対する企業債元利償還金の割合も、18.4%であれば、局の経営状況を考慮すれば対応可能な範囲と思われる。これらのことから、今回の長期財政収支の見通しは、総じて、水道インフラの強靱化を支える計画となっているものと見受けられる。
- ⑤ 推計結果は、累積資金収支の均衡が確保され、給水収益に対する企業債元利償還金の割合も 20%以内であり、全体的に妥当と考えるが、給水収益の推計のうち、人口推計を反映させた部分の推計値は、人口の増加に応じて増加すると推計されているものの、一層の節水機器の普及などにより、増加しない可能性もある。その場合は、経費のさらなる縮減が必要となる。加えて、環境対策に係る経費は横ばいで推計しているが、さらなる増加の可能性もある。一方、経費の縮減については、業務移転などによる経費のほか、スマートメータの導入効果を見込んでいるが、今後、ICTの進展などにより、さらなるコスト縮減の可能性もある。中期経営計画にお

いて、これらの状況変化を確実に反映していくべきである。

- ⑥ 前提条件を本検討部会で議論した上で推計しており、推計結果は目標設定とも合致しているため内容は妥当と考える。ただし、この見通しに見込まれていないリスクについては、短期・中期でどのように推移しているのか、長期財政収支の見通しへの影響がどの程度あるのかなどを見ながら、機動的に修正していくことが必要である。

<参考>長期財政収支の見通しにおけるリスクや状況変化の見込みのまとめ

見込んでいるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口推計に基づく給水収益の増減及び薬品費・動力費の増減</li> <li>・ スマートメータの導入経費及び管路維持に係る経費の縮減額</li> <li>・ 政策連携団体への業務移転に伴う効果</li> <li>・ 施設及び管路の耐震化、送水管の二重化などの施設整備費</li> <li>・ 環境対策に係る経費（2029年度までの削減義務量に基づくもの）</li> </ul>
見込んでいないもの	<p>&lt;収支の悪化要因となるもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会経済情勢の変化などによる給水収益の想定外の減収</li> <li>・ 物価や賃金等の変動、企業債利率の上昇</li> <li>・ 原水水質の悪化などによる工事コスト及び維持管理コストの上昇</li> <li>・ 環境対策や法令に基づく環境規制の強化</li> <li>・ 災害復旧に係る経費など、突発的なもの</li> </ul> <p>&lt;収支の改善要因となるもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT等の先端技術の活用などによるコスト縮減</li> </ul>

## 5 まとめ

- ① 上記1から4までの検討内容及び議論の要旨に基づく検討結果のまとめは、次のとおりである。

### 【長期財政収支の見通しを作成する目的】

- ② 将来の更新需要を踏まえた上で、長期財政収支の見通しを作成することは、改正水道法にも規定されているものであり、トップランナーである都の水道事業として、しっかりと取り組んでいくことが非常に重要である。
- ③ また、将来、人口が減少する傾向に入ったとしても、独立採算制の下で、できる限り料金水準を維持し、持続可能な財政運営を行うという局の方針を実現するためには、長期的な視点に加え、社会経済情勢に応じた事業運営が不可欠である。このため、長期的な事業運営方針の下、5か年程度の中期経営計画を策定して、事業運営を進めることが必要である。
- ④ 一方で、改正水道法の趣旨も踏まえ、安定給水に必要な施設更新の財源という観点から、給水収益の著しい減収など、状況に大幅な変化が生じた場合には、適切な時期に料金水準の見直しを検討すべきと考える。

### 【長期財政収支の見通しの目標設定に活用する経営指標】

- ⑤ 長期財政収支の見通しの目標設定に活用する経営指標については、今後は、施設整備の財源として、これまで以上に企業債を活用する需要が高まることから、企業債に関する経営指標は大変重要である。このため、給水収益に対する企業債元利償還金の割合と、企業債残高の割合を活用することは妥当と考える。
- ⑥ さらに、一般会計の基準を参考とした上で、給水収益に対する企業債元利償還金の割合の数値目標を20%と設定することは、一定の合理性があると考えられる。
- ⑦ 加えて、累積資金収支の均衡については、長期的な目標としてだけでなく、短期・中期の目標としても重要であるため、収支均衡を前提とした財政運営をぜひとも堅持すべきと考える。

### 【短期・中期の目標設定に関する経営指標】

- ⑧ 短期・中期の目標設定に関する経営指標について、国や日本水道協会の資料に多く示されている「経常収支比率」、「流動比率」及び「自己資本構成比率」に着目して財政運営を進めることは、様々な水道事業体との整合性を保つという観点や、情報公開や説明責任の観点から妥当と考える。
- ⑨ また、本検討部会での「対外的な分かりやすさが重要」との議論を踏まえて、「給水原価」、「販売単価」及び「料金回収率」も活用することとしているが、これらの経営指標は、毎年度の資金の過不足を的確に把握することができ、分かりやすさの観点から有用と考える。ただし、都方式を用いることについて、対外的に丁寧な説明を行うべきである。
- ⑩ さらに、経営指標に加え、長期財政収支の見通しにおいて、浄水場の更新や管路の更新を施設整備に関する目標として設定することは、将来の更新需要への備えとしても重要である。
- ⑪ 一方で、短期・中期の目標は、中期経営計画と密接に関連することから、より詳細なものが求められる。このため、施設整備計画において、様々なリスクをしっかりと見込んだ上で、詳細な目標を設定し、計画的な施設整備を進めていくべきである。

### 【長期財政収支の見通し】

- ⑫ 長期財政収支の見通しについては、将来にわたる安定給水の確保と持続可能な財政運営のために必要な内容が備わっており、作成に当たっての前提条件、推計結果、経営指標及び施設整備に関する目標、いずれも妥当と考える。
- ⑬ しかし、給水収益に対する企業債元利償還金の割合をみると、数値目標は達成しているものの、2060年度には20%に迫っている。その先も給水収益の減少が続くことから、企業債元利償還金の負担がさらに大きくなるため、財政運営の一層の厳しさが、次の段階を迎えることが予想される。
- ⑭ このため、中長期を見据えて、企業債の適切な規模での発行や、借換抑制など財政上の工夫を引き続き講じるとともに、支出の抑制と施設整備の平準化に継続的に取り組んでいくべきである。

- ⑮ また、今回の長期財政収支の見通しでは見込まれていないが、今後発生し得るリスクとして、給水収益の想定外の減収、工事コストや維持管理コストの増大、環境対策の強化、企業債利率の上昇など、多くのリスクが考えられる。
- ⑯ 現時点では、こうした中長期のリスクを見込むことは困難ということは理解できるものであるが、財政運営に大きな影響を与えるリスクが実際に発生した場合、独立採算制の下では、料金水準を見直さずに対応することは、一定の限度があると考ええる。
- ⑰ 一方で、将来的には、ICT等の先端技術の活用などによるコスト縮減の可能性もある。よって、このような動向を的確に捉えて、それに基づく施策を中期経営計画に反映していくべきである。

#### 【全体のまとめ】

- ⑱ 今回の長期財政収支の見通しは、人口減少を見据え、長期的な視点に立って作成されており、安定給水のための施設整備を着実に推進しつつ、できる限り料金水準を維持するとの考え方にも合致する内容であることから、妥当と考える。
- ⑲ 一方で、本検討部会での議論について、全体を通じてまとめると、長期的な視点に加えて、様々なリスクや状況変化に着実に対応していくことが、持続可能な財政運営を実現するために最も重要であると考ええる。
- ⑳ このため、今回の長期財政収支の見通しでは見込まれていないリスクや状況変化への対応を、中期経営計画をローリングしていく中で適時・適切に行いながら、施設整備を計画的・持続的に実施していくべきである。
- ㉑ その上で、将来の更新需要等を考慮した水道料金の設定、定期的な検証及び必要な見直しを行うべきとの改正水道法の趣旨も踏まえ、安定給水のために必要な施設整備が困難になった場合等は、料金水準の見直しを検討すべきである。